



婦
女
鑑

禮

9
4075
1



一 近來漢文和讀法益極紊亂殆無與馱舌異今而不改其弊不知所底止故此編折衷古今且與國語相參酌頗正訓讀非敢開創體駕乎古人云爾庶幾得讀法紊亂漸改以歸於正編者之幸甚

一 此編改原題曰序曰傳曰記曰說者或從削除不必襲舊其他文中有抹去首尾冗雜節略之者受咎前賢固不鮮少然教科之書本非文集體不得自不然

一 此編有練習有對照其練習則每卷插之省訓讀略一線因以鎔鑄讀者學力對照則在彼此參看熟復以易了解故二卷以上省之

一 此編示讀以示句以○段落則以一畫之熟字則以

婦女鑑

宮內省藏版

序
信與內相然限一
為
人妻則扶其夫以才德為
人母則教其子以義方是故
婦女賢而家道興焉人才育
焉嘗徵之古今考之內外各



門 29
號 4075
卷 1

國傳記所載。耳目所觸。帝王
之爲善政。英雄之樹偉勳。學
士之務業。官吏之奉公。農工
商賈之殖生產。往往有資乎
慈訓與內助。然則一婦賢否。

家道興衰之所關。一家興衰。
卽天下治化隆替之所基。婦
女之任不亦重乎。近者
皇后陛下有旨。建華族女校
於四谷尾張街。許士庶女子

亦入學焉。本校與
皇宮相距咫尺。時臨視其肄
業。又命宮內文學。就國史及
漢洋諸書。採婦德。婦言。婦容。
婦工之可法者。著婦女鑑六

卷。充校生讀本。所以助治化
也。顧世之誨女子者。大率曰。
婉婉聽從。奉箕帚。執鍼線。調
酒食。如此而足。不知扶夫教
子。專由於學。則彝訓不可不

講也。德行不可不修也。物理
經濟不可不學也。書數不可
不習也。古今興廢存亡不可
不鑒也。外國言語文字不可
不解也。嗚呼。白駒過隙。寸陰

尺璧。今日垂髫。卽異日妻母。
教育之不可忽。職此之由。讀
斯書者。可以知懿旨之所
在矣。

明治二十年六月

皇太后宮大夫兼内藏頭從三位勳等子爵杉孫七郎撰



天璽今日垂書
鳴異日集
慈育之不可
忽類此之由
廣

婦女鑑凡例

一 婦女行儀ノ淑慝。世道ニ於テ關涉スルコト少カラズ。此書和漢西洋ヲ問ハズ。古今ノ婦人傳記中ヨリ。言行嘉良ニシテ。龜鑑ト作スニ足ル者ヲ擲撫シ。以テ婦女子ヲシテ矜式スル所ヲ知ラシム。爾餘編纂ノ旨。序文既ニ之ヲ詳述ス。茲ニ復タ贅セズ。
一 婦人。孝行ヲ以テ聞ユル者アリ。貞節ヲ脩ル者アリ。母道アリ。慈善ノ行アリ。言行專傳スベキ者。今古其類寡カラズ。此書編目ヲ設ケズ。類ニ

從テ事實ヲ分載シ。行間特ニ空欄ヲ置テ。事類ノ分界ト爲ス。首卷衣縫金繼女ヨリ哈德遜河孝女ニ迄ル。即チ和漢西洋ノ孝婦ヲ列記シ。四卷楠正行母ヨリ德逸ノ詩人俄義的母ニ迄ル。即チ母道ノ事蹟ヲ類載ス。每卷大率此ノ如シ。一本省曩ニ幼學綱要ノ編撰アリ。編中往々婦人事蹟ノ模訓ト爲スベキ者ヲ載ス。今此書ヲ撰スルニ臨ミ。既ニ綱要中掲ル所ノ者ハ。其重複ヲ避テ。之ヲ収載セズ。橘逸勢女。源渡妻。山内一豊室ノ如キ是ナリ。他亦類推スベシ。

一卷中挿ム所ノ洋圖原本。歐法鉛筆ヲ以テ濃淡精描ス。而テ刻刀墨刷。和工未ダ精好ナラス。已ムコト無クシテ。而テ和法ヲ以テ復寫雕鏤ス。洋圖ノ胥ザル是ヲ以テノ故ノミ。

Faded vertical text columns, likely bleed-through from the reverse side of the page.

婦女鑑卷一

目録

衣縫金繼女

福依賣

孝女密茲

齊太倉女

珠崖二義

路易斯女

新約克の孝女

哈德遜河の孝女

富女

黑連窩加

百底安波

毛利勝永妻

三宅重固妻

瀧長愷妻

黑柳孝女

美濃部伊織妻

稻生恒軒妻

農夫忠五郎妻

綾部道弘妻

佐與女

婦女鑑卷一

衣縫金繼女

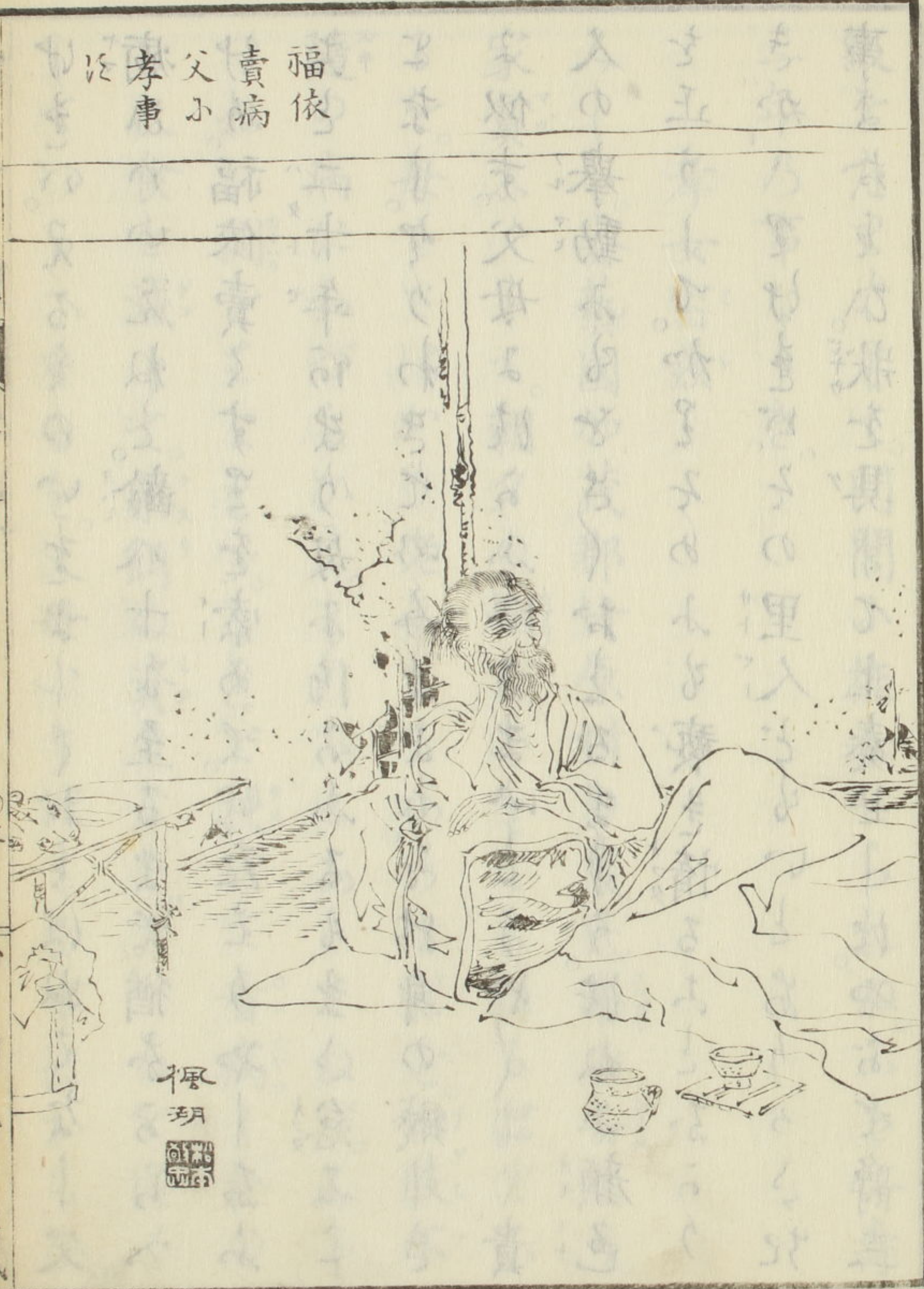
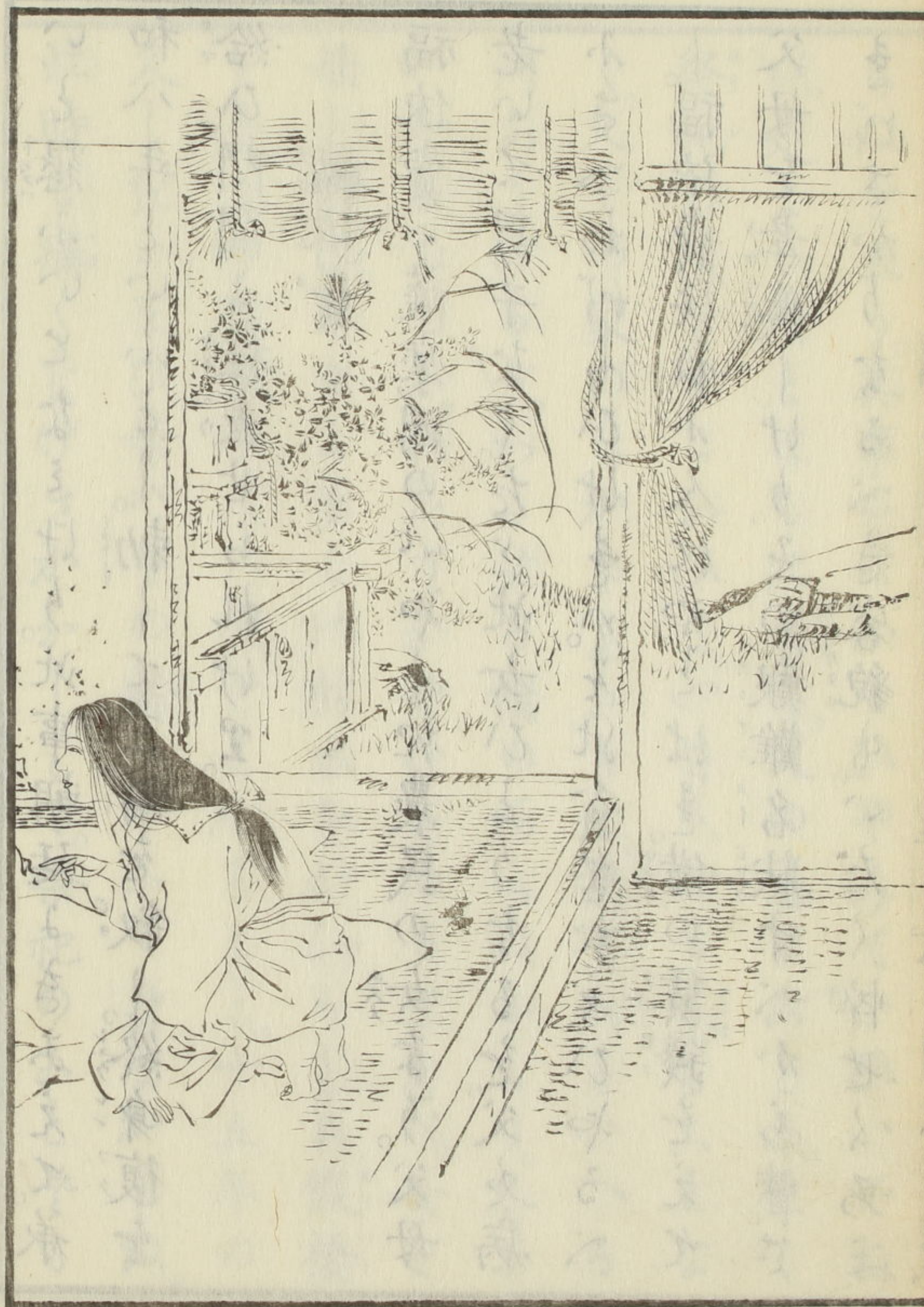
衣縫金繼の女。もと右京の人おきど。故ありて
 河内國小住とけり。十二歳の時よ父みまかりよ
 一かバ。女深く之を歎き悲し。爲に寢食を廢す
 る小至まり。服をはりて後。母の己を他家に嫁せ
 しめむとするを知り。ひそか小家をいで、父の
 墓側ふいたり。おげきささけぶ。お夜晝たえざ里
 一かむ。母も泣ひよそれよ。乃奪ふべし

らぬを志り。其事をバおもひやみていひいでね
バ。是より母とともに居て。父の忌日おとふ。厚く
祭祀の禮をおこふひて。いさゝかも怠るおとな
く。又その家のちかきあとりに。惠賀河といへる
河ありけるが。わとせる橋の向らぬふより。冬小
いたるおとふ。わたりふやむもの多けきバ。女を
母と共に。年々多く此材木をかひもとめ。假橋
を造りて往來の人乃便をまかること。十五年の
久しお及び。母ハその齡八十ふて身まかまぬ。
此時も痛くなげきかふゝて。祭祀のおとせり

いと懇小いとなとけり。此事朝廷よきおえて。承
和八年といふと。勅して三階を叙し。終身復を
給ひ。門閭に旌表せられけり。

福依賣

福依賣ハ。薩摩國のいやり農民の女なり。父母
老いて男子なく。たゞ此女ひとりなるを。父を病
小さへわげらひけきバ。それ貧苦れとひやるべ
し。福依賣はねお人にやとはま。僅の賃錢をえて。
父母を孝養しけり。その艱難名狀すべからず。さ
ま。さかりなるべき容貌も。いたく悴せくるこ



福依
賣病
父小
孝事

楓
劫

けきバ。えるものいをもくおはぬまなり。父
 病ひいいえねど。齡八十よ至るまで。猶おらへ
 けり。福依賣くす里を索めて。いたまりや。あふ
 おと二十年向まり。母おはるもまゝ急るこ
 となし。やうわきてのみトよも。そ身の賤しき
 似ず。父母もはるさまいとうやく。貴
 人の舉動もをさくおとるまとう。はねお顔色
 を正うして。加里そめふも。藪き情るふとあがり
 きか。りけきバ。その里人どもいとありが。起
 事とおとひ。狀を具して上奏せしに。やぶて爵三

級をたままきて。門閭小旌表せられぬ。おち仁壽
 三年乃事なりき。

孝女密茲

みしむ。安藝國加茂郡竹原村の農民某女なり。
 家貧志くして。朝夕の烟だふきて。あぬるほどふ
 るを。母をさばかり老年よも何うされど。四肢不
 隨の病にわづらひく。を川おとあさねバ。み
 つねに側をまなまき。こきと扶けて看病し。たの
 む衣食を減して。藥餌の資となく。おるを流く
 してつらへきるを。父母いをはし。事におもひ。

ちと年わらき女を。母が病の故ふより。家よとゞ
 めて嫁せしめざる。理ふもたふへばとて。他家
 に嫁せんことと志ひす。先しあど免みしをこ
 しもき。心せぬさまなきは。母あまをなげきて。
 わら身かく病の牀よあまてい。一日も汝乃看病
 又何げあらざれば。さぐすあし何をまど。されど
 その申ふよりて。い法をかざりともなく家に
 おく。いあし乃安のらで。病もそはる。ちすれ
 ば。いのでこが事をばねをひきて。身のよまが
 を定めよと。切にさめをきは。いなびりきて。

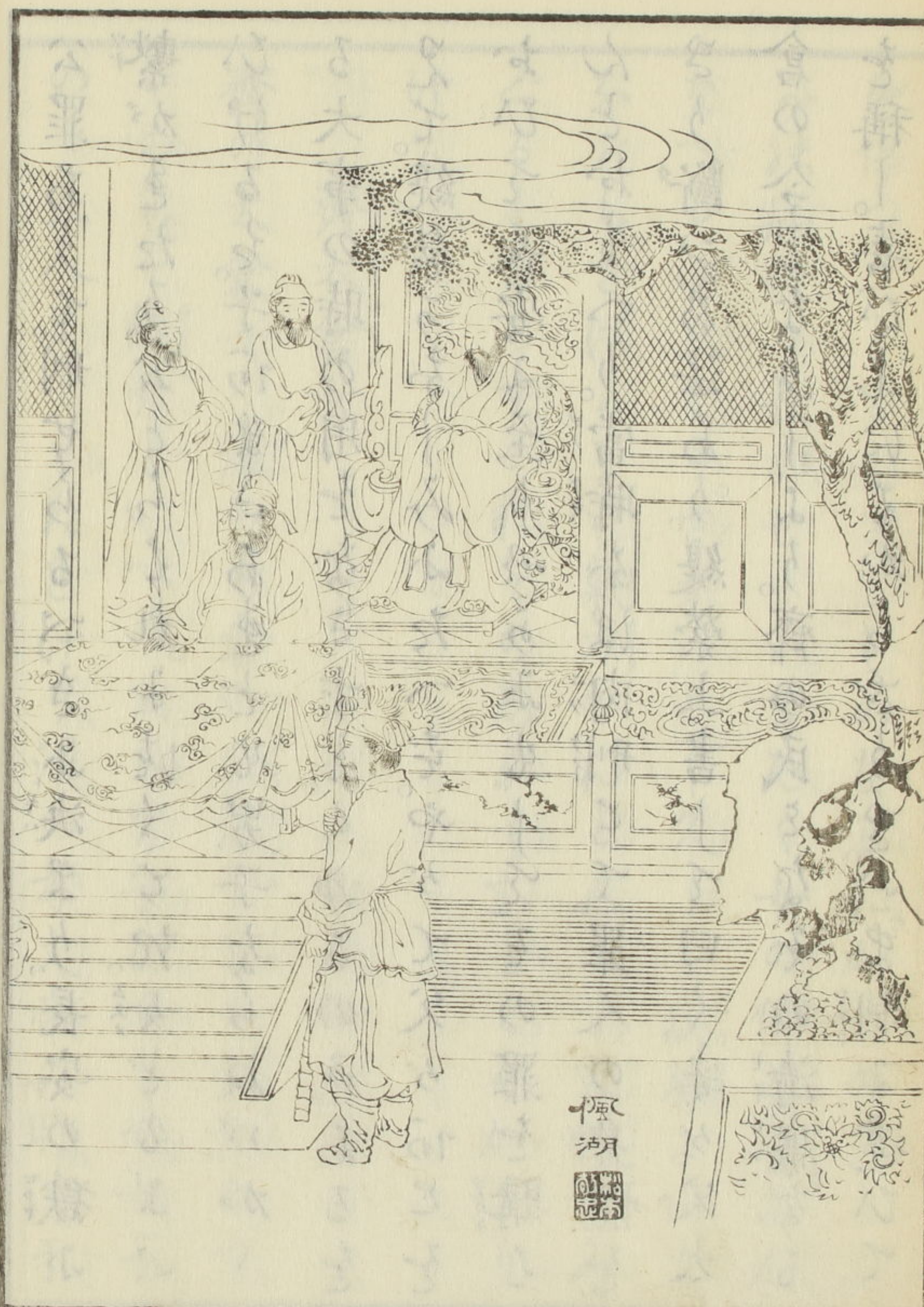
ある家よ嫁しぬ。さて一月ばかりありて。夫の許
 を得。家小歸きてふと。び母の病に侍し。寒暑此
 を里に志たがひて。あまを扶助し。何るハ病母の
 髪のうだまをさるとをさめ。身に何かづけるをえ
 てい。ゆあせしめなど。よるひる急らざるおと
 二十八日。一日のおとし。この時女のとしハをて
 又四十四歳ふて。病母ハ六十四歳ふをなまけ
 る。か、里ければ此事領主よ聞え。米若干を賜
 ちり。賞揚せられり。そのわさりの老人ども謂
 ひけるハ。おほよそかやう乃病にか、里てハ。壽

を保つこととえざるものなるに。かくのおとく
の病母が長壽せしむ。またく女の侍養宜ふか
なへるゆゑなり。さきいと久しく病母あり
かあら。さばの里い氣力もたろへず。容貌もみ
ぐるしあらず。これその志ふしあまるとぞかとり
ける。

齊太倉女

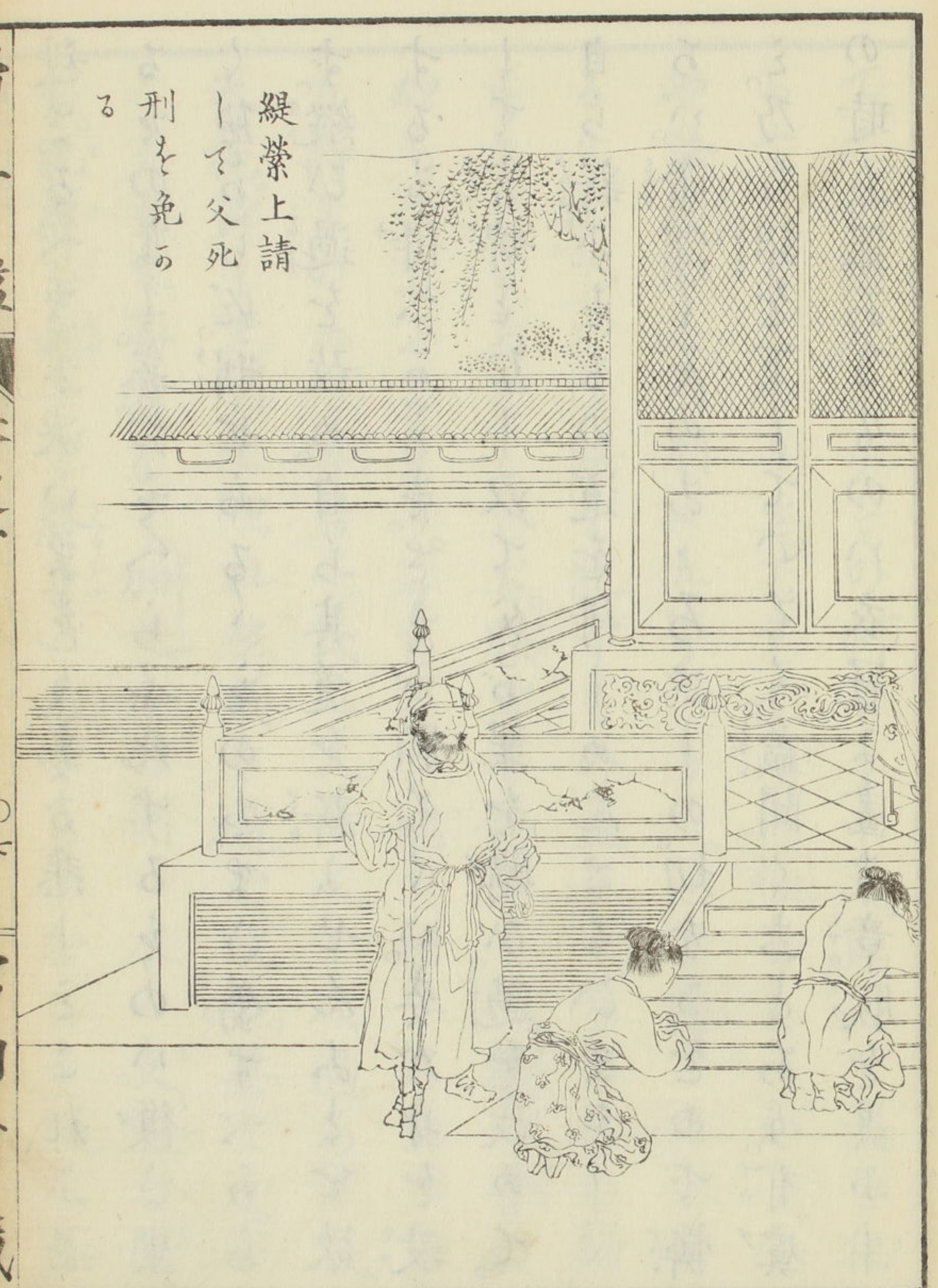
齊の太倉女。漢の太倉の令淳于公が少女よて。
その名を緹縈といへり。公を男子なくして。女子
の五人までをたきけり。漢の孝文帝の時。淳于

公罪ありて。刑せらるべきふ決まり。長安の獄小
繫がきたり。公とらまれよ法くと記。女どもよい
ひけるを。子阿まよあまども男子ならねば。か
る大事の時の用をなさずと。ゆるの色あるを
えて。緹縈あしみふたへむ。やがて父が何とを
おひて長安よ至り。あふもよその罪を購ふ
んとおもへり。當時は肉刑とて。罪人の身體を
さり断つ乃法あり。緹縈上書して曰く。妾が父太
倉の令となりしより。齊の民となその清廉なる
を稱し。喜びしに。もからざりき。いま制と違ひて。



楓湖

縦縈上請
して父死
る刑を免あ



殺さるべき小決キのまきり。妾メカの悲しこれ小過
 るものなり。妾メカおそへらく死するものハ。復タと生
 くタのらば。刑ケイせらるゝもの也。まメの屬ゾクすべあら
 ず。縦タトひ過エチを改め。自ら其道を新アラタよせんおとせ欲
 するも得ウべあらざ。さきハ願ネガてくハ。妾メカが身を没モツ
 して官婢クワンビとなし。以て父チチの罪を購コウひ過エチを改めて。
 自ら新アラタよむるの道を得エしめんと。こコひまをシ、
 あり。帝ミカド深くそのおオろざしシの切なるをめで憐アハレ
 こ。乃ち詔ミコトコトワリを下シしていイてく。盖ケガレ聞クくおとあり。有イウ虞グ
 の時を罪あるものハ衣冠イカンよ畫シヤウき。章服シヤウフクを異イふフ

て。之を衆人シユジン示シまの制セイなりしを。民タチえて法ホウを犯ト
 ありおとなかりき。おオまマ至シ治チの極キョクなきキハあり。今
 や法ホウ嚴オコソか小。肉刑ニクケイよ五等ゴトウありて。惡アクを懲コウさんとシ
 るも。かつつて法ホウを犯トすもの益トク多タし。その咎トガの歸キ
 まるマころろをと人ヒト也。朕チンが不徳フタクふして。教コウの普フね
 かりざるふよまきり。こコまマ甚シど媿カづズ極キョクきキ至シりお
 り。詩シよヨのノ愷カイ悌テイ君子クニシ。民タチ之父母シヨフボ也。今人過イナあり教
 未施ミセばして。刑ケイを加カれ也。或シも過エチを改め。善ゼンよ反ヘンむ
 とするも。其道キダウなし。加カ之シ今イマの刑ケイハ人ヒトの支體シタイを斷タ
 ち。肌膚キフを刺キザして終身シユウシンいイえざらラしむ。こコまマ朕チンが不

徳の然らむむるところふして。痛まらざり
かり。かくても民よ父母たりといもるべき。今
より後を宜く肉刑を除きて。鑿顛ハ髡カミルよ。抽ヒキ
脅スツハ笞カキウツよかへ。刑足ハ鉗アセガセふべし。と詔阿呈け
れば。淳于公遂ツシよ死刑をバ免マメらまけり。これ緹縈
ふ一言よて。よく聖主の意を感發カシバツせしめしなり。

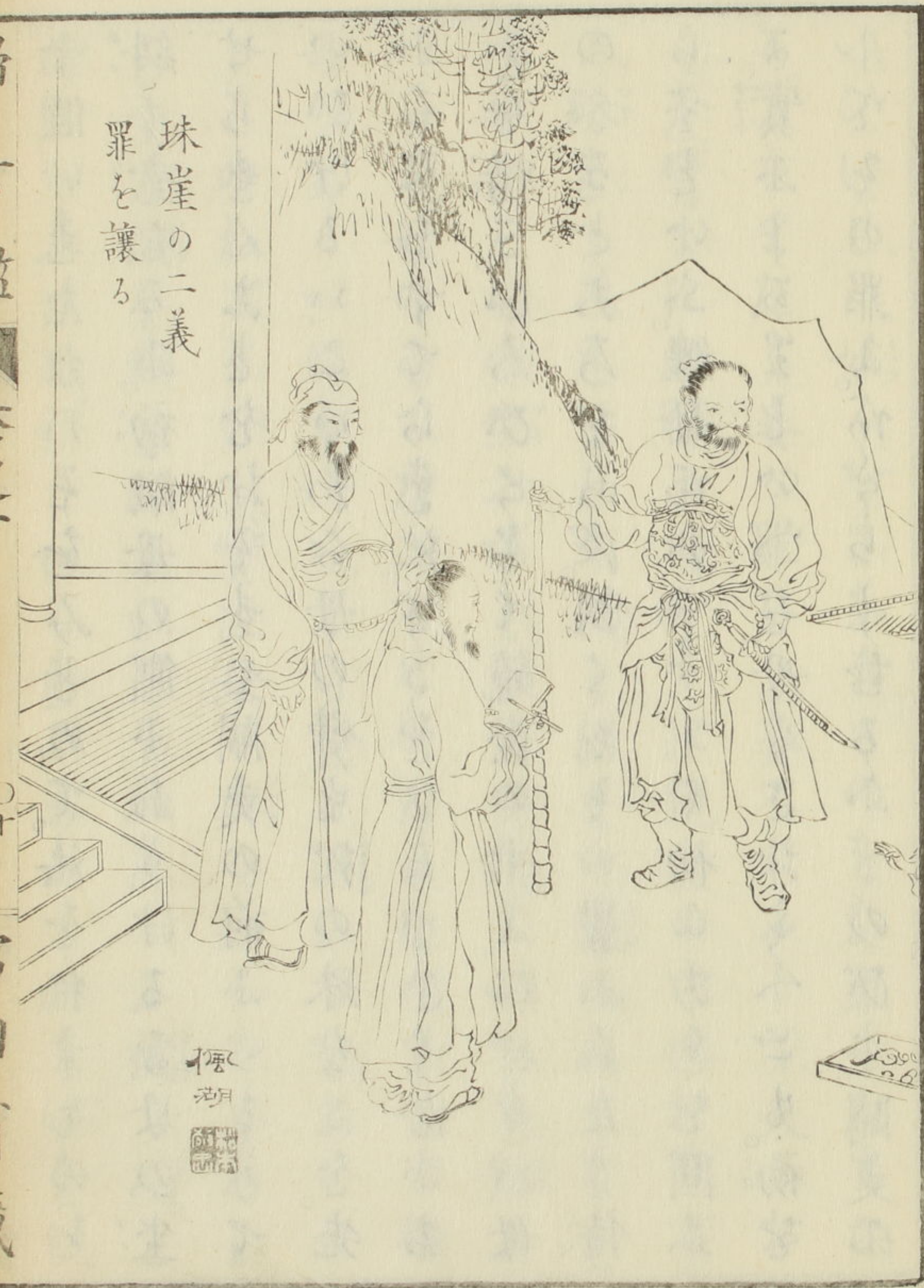
珠崖二義

珠崖といふとあるの令の後妻と。前妻の女の初
といへるとの二人が行ひを稱して。二義とかん
いへりける。珠崖といへるとあるハ。珠タマを産ウマま

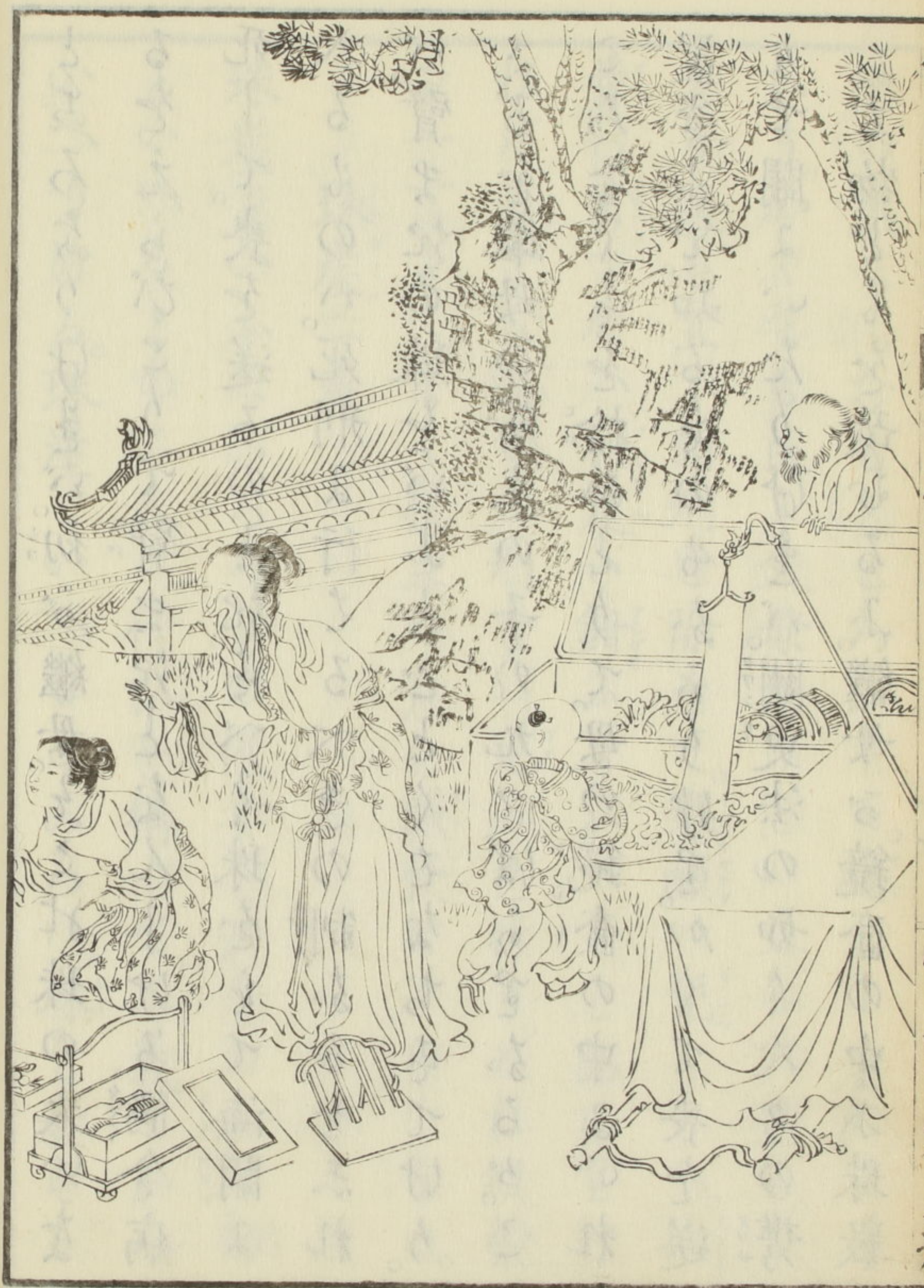
とあるなりけま。初シヨハ繼母。そこは珠の大きいな
るをえらびとりて。臂ヒタまねとなんしける。偶令病
死して。喪を送るのとね。まべく珠をえて海關カイクワンよ
入るものハ。死刑よ行むるべきの制サツあるを志れ
ば。臂まねの珠をばおとごとくまなちまてけり。
さるを繼母の所生の子の九ツばの里あるが。こ
ころなくそを拾ヒコひとりて。母の鏡奩クワシヤの中よいれ
置きしと。知るものもふりけり。かくて喪を送
りて關クワンよいたりけま。關吏法クワンリの如く人々の携タツキ
ふる物どもを改むるハ。繼母ハ鏡奩の中ハ。珠數

婦
女
鑑
卷
之
一
十
宮
内
省
藏

珠崖の二義
罪を譲る



楓
月
印



婦
女
鑑
卷
之
一
十
宮
内
省
藏

十個いまたれば。そをみとめて。法を犯すものを
 糾ト一索モトむる小。初ハジメ繼母の側小ありける小。母の坐マ
 せらまんとをおそきて。關吏の前小いきて
 いひけるハ。こハわが母の臂ウデまれの珠タマなるを。先
 小をなちすてらまれば。さるをとりハひそか小
 きを惜オソミ。ひろひとて鏡奩の中よれけまハ母
 の志るとあるならん。願くをその罪小あたり侍
 らせといふ。繼母阿わまを。初ハジメよまきを問ふ
 又。實マコト小一ありといふ。母もさおとくごも。初ハジメを
 してその罪小。阿ららむる小一のびず。關吏小

いひけるハ。姑ハハくどさおきものをか罪一たまひ
 を。まをまたく妾メカが罪ツミなり。妾不幸小して夫小お
 くま。臂ウデまれを解トきて。かりに鏡奩の中におき。事
 又紛マギまておきをわすれ。そ始ハジメま。携タへおくなま
 ば。妾こそその坐マ小阿まふべけれ。といふ。初ハジメよ
 からむ。母のまてたるとどまたるなり。さると繼
 母のまくいはるハ。さうハ孤ミナシあるをおもれ
 こそわがど。實マコトに母の與アツカり知るところな
 らず。と涙ナミダながらにそれ罪をかたと小被カケらん。と
 阿らそふさ。いと阿まを小おふ。かまけまハ。

關吏等もその罪を決めかね。筆をもえとらでた
 めらひけり。關吏は長もいとおとわりにおぼえ
 て。とも小涙は袖を志ぼりつゝ。さてゆふやう。こ
 ろたとひおのま公の罪を被ふるとも。かゝる母
 子の義あるものを罪びとく。なすこと阿たせず。
 そのうへ相讓てかく此如くおまは。いゝで孰り
 是のいまか非あるとくらむ。と遂は彼の珠をば
 棄て。母子を釋し。かへり。母子かざりお
 くよろこび。家よりへりて後。むとめて幼児の
 わざなまし。おとどば。いまをり。とぞ。おまより後

世よおの母子を稱して。慈孝二義といふべり
 なり

路易斯女

路易斯女は。法蘭西の人なり。資性温厚篤實ふ
 て。才智さへあまけまは。いと幸福あるものあり
 とぞ。人おまをうらやまし。やのほど二十むか
 りおもなりぬまは。なべてい美しく。粧ひ管
 絃を遊び。宴會の席おつらなるを事とを履きを
 里なる小。不幸よして。その父年既よおいて病よ
 わげらひ。終小盲者となり。かむ。路易斯ハ深く

婦
女
鑑
卷
之
一
〇
十
三
富
約
道
義

路易斯女
盲父を慰
藉



徳山
繪圖



婦
女
鑑
卷
之
一
富
約
道
義

あまを歎きかなしと。しが身のうへをば。萬の事を棄て顧みむ。遊樂を斷ち。宴會と辭して。ひとぶるよ盲父を扶持し。暫しの間も側を離さず。其心を慰むると以て。おのまの樂としをり。さるゆゑ。父を一行歩せんおとを欲さば。おまが杖となりて。庭園よ。野外ふあゝるのまゝに逍遙せしめ。道をのら。あゝよも田野あり。豊饒なる収獲あるべし。かゝこい麥畑よ。小麥あり。燕麥ありて。いま正し穂よひげるれさかきなり。おと見るものふはく。そのあまさまを委曲し。たり聞あ

せしあま。盲父もまことおふそのものを目よえら。おとくおがえ。ゆゑぬおとをば患へともおとをざり。偶舊好の友など宴會遊樂の筵よ伴をむとそ。のらすまのあまを。その厚意を謝し。おとよく答へ。いふやう。わらひをいひて。何そむ。誰ありて。の盲父を扶けや。おひ侍らむ。いまいとの身も心よまらせむ。みゆるしたまひね。と程よくおとわりをれば。誘ひしものも。ふさたびあふる事と。いせざりけり。かくて歳月とふまども。その志更お撓むおとなく。つねお父の

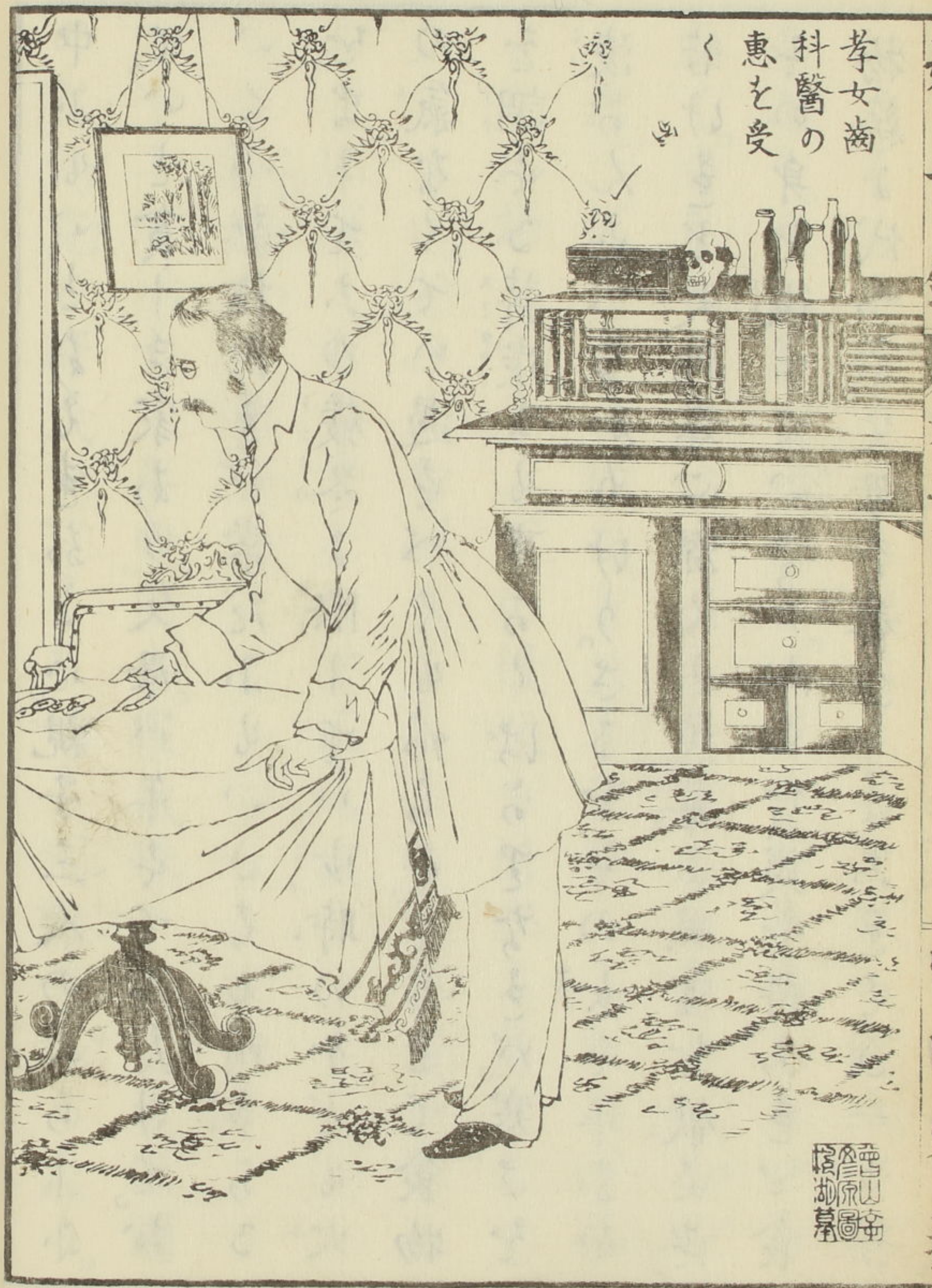
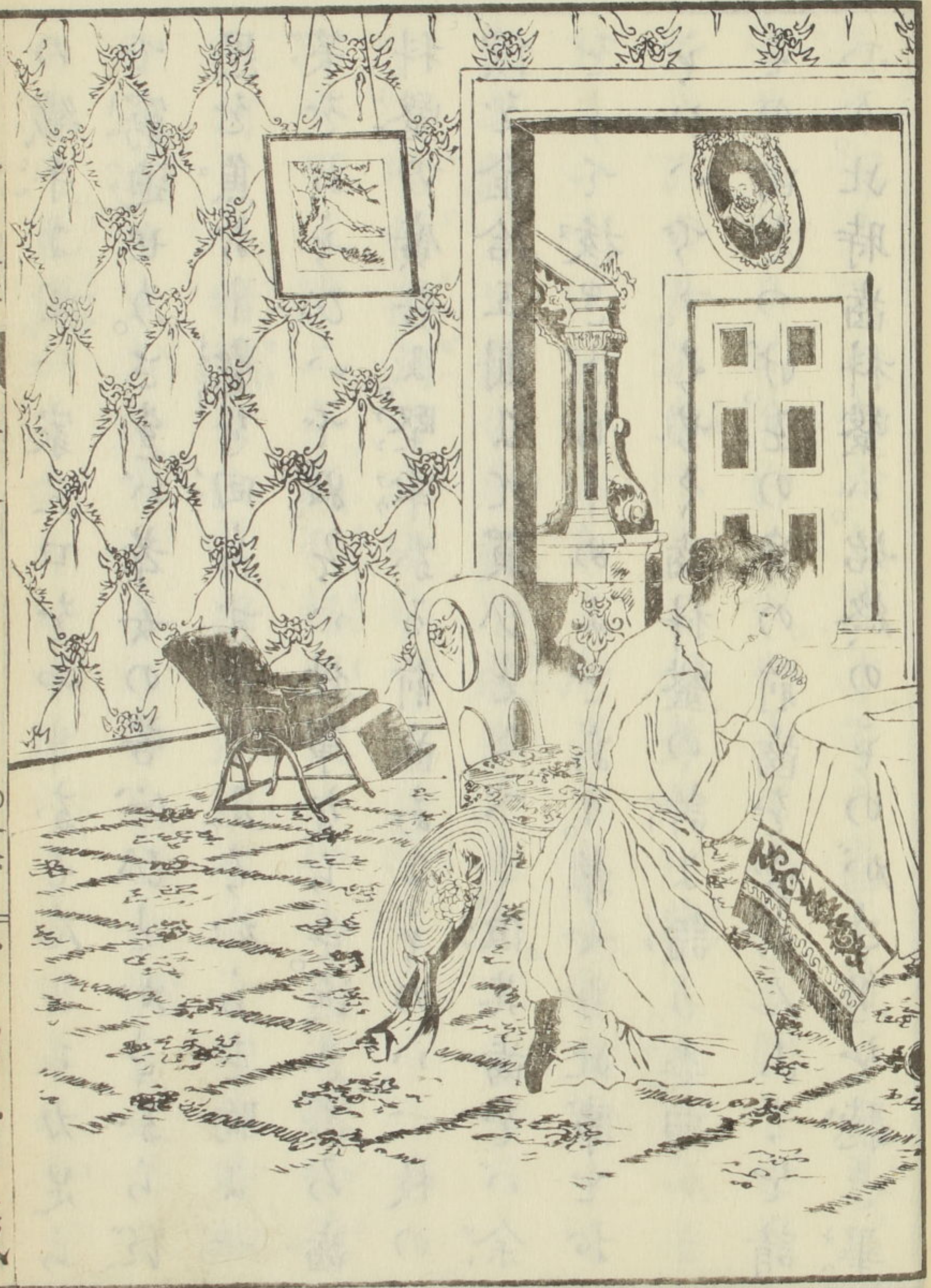
かさちら小侍して。それあくるを慰め。絲車と轉
そふも。うたふと唱ひく。いさゝかも憂ふるいろ
なく。よそめよいいと何もきよみゆきど。路易斯
いたゞ父の意小従ひ。その喜をやぶるたのが喜
となんおとへり。その後父を法ひよ身まの里
ふしあは。いさくなげきあへりて。悲愛の情も
おとに深く。そのまことと何らはしけ里。

新約克の孝女

一千七百八十三年の冬。寒氣殊不甚く。米國
の新約克の府民。おとるべし困難を極めたり。

中ふもいとあもきある。親子三人のくらし小
て。いと貧しき家あり。父母八年を小たけて。お
いくづをれたまは。常だふもいさなる所多ある
を。ましておの嚴冬に際して。少時の不ども火
の氣なくして。過さべくも何らむ。さりして食物
を調ぶる薪炭も事なくば。の里なきは。寒さを
凌ぶんまむべなかりけり。さるをその女を年おや
若けきど。天性孝心深くして。毎風雪を厭む。を
その身を役して。いさゝかの賃錢を得。おを食
物薪に代へり。父母を養ひし。おをまこと一女子

婦女鏡 卷之一
○十六
宮内省藏



孝女齒
科醫の
惠を受

婦女鏡 卷之一
宮内省藏

徳山
辛酉
繪

の織手にて。一家三口をやいあもんよを力足ら
で窮迫せり。さきば孝女の苦心ひとかたならぬ。
思を焦おし慮を回らすなどふ。ちからを胸よ一
策をおこひいぞぬ。そい他事ならぬ。近きおろ齒
科鑿の廣告よ。堅牢なる前齒あるそのハ。一枚の
價を金拾五圓よて買ひとるべし。但其齒をば余
をして抜きとらしめよとあり。孝女を此事をね
とひいぞ。ちせく齒科鑿の許よ詣り。委曲かよ
その由をつげ。その身の前齒を賣らんおとを請
へり。此時齒科鑿ハ。始終のそのがうを聞き畢

りて。深くその孝心よ感ず。その齒を抜く小忍び
ず。共よ涙よらをけるが。やぶて金拾五圓をどう
ぞ。おの女小與へしおば。孝女ハ夢あとはのり
おしいまをた喜ぶおとかがりなく。厚く謝して
家よ歸り。父母の危難を救ひしとぞ。
ハ。哈德遜河の孝女命をたす。ハ。ハ。ハ。
千八百五十二年。顯利格來號といふ蒸汽船。哈德
遜河よて。暗礁よふき。將よ沈没せんとする時。船
中よりも火おこりて。多くの人水よ溺き火よや
あきて。死傷いとおわかりけり。そが中よ母子と

おがしき女二人あまげるが。かゝる危急のと記
ふあひくせん便をいらだみよく命をもちむと
さるを水手どもの一人が。ませ來りていそくお
のま力を竭して救むとおそへど。いあおせん
身ひとつもて。二人の命をば救ひおたし。二人の
うち孰をり救むんといふ。二人の真の母子ふり
けまば。その少女のすこしもためらまらず。いとう
ましげふて。母は別まを告げ。身とをどらせて水
中へ投りしるが。母が命いたまをまげり。その後
死屍をたづねいをして。いつく葬りしる。さく人

見る人袖をしぼりて。少女が至孝の心を感賞せ
ぬいなりまげり。

富女

富女。大坂松屋町の紙商某の長女なり。嘉永元
年七歳ふて父を亡ひ。母の手よ鞠をる。兄をば仁
三郎といひく十四歳。弟二人の四歳と二歳ふて
いとをさふけまば。母の手ひとつ川小く。紙商ふ傍
ら小。金錢の兩替などしてくらしげり。其翌年の
秋。ある夜強盗ありて。三人各刀を抜き。戸を

蹴破りて家内に入らんとするを。母の疾くをの
 おとをきき、去りて。幼兒を懐ふ。裏口より遁を
 さりぬ。兄仁三郎も繼ぎて出んとせしを。盗等お
 きと捕へ。金錢のありかをと。へよと責め問へ
 ば。仁三郎詐りて。わまの此家の奴僕なまを。たえ
 て知らずといふを。盗どもいさず。バかくぞと。刀
 背と以て二ツ三ツ撃ちけま。其危きおと。かぎ
 まなり。富女おと。い。やうく。八歳おなをけるが。
 此状をみ。驚き悲し。と。豫て親しき人々より。歳
 贄などいふ事。おて。贈與せらま。小玉銀入を置

きたる小囊と取り出で。弟を。後よ。た。せ。白刃
 の下に走せより。金ほ。く。おま。坂。参らせん。そ
 の代りに兄と。助けたまへ。さる。おても。許さ。お
 と。かな。お。ず。ハ。其。か。も。お。お。我。を。お。お。け。て。よ。と。い
 ひ。た。れ。バ。盗。等。互。よ。顔。見。合。を。て。世。お。を。や。さ。し。き
 稚子もあるものか。お。い。の。で。お。ま。と。お。る。す。お。お
 乃。び。ん。釋。し。け。の。お。す。願。し。と。て。そ。れ。お。く。に。お。お
 き。り。け。り。是。歳。官。一。人。の。盗。を。捕。へ。糾。問。を。し。お。
 此事と謂りい。を。々。を。バ。即ち富女を召して。其始
 終を問ひ。試むる。お。盗。の。口。供。と。符。合。せ。り。よ。を。て

その友愛の誠を賞し。白銀若干を下賜せらまぬ。當時その聞え高かき多き。此地の富商炭屋彦兵衛といふもの。養ひく己の子とせりとぞ。

黒連窩加

黒連窩加といふハ。蘇格蘭の坦弗來の近きあたりにまゐる。愛恩額黎といふもの。長女なり。父身おのり後ハ。節儉勤勞して。母と妹の以撒伯拉といへるを養ひける。尋で母も亦身まあり。みしあむ。その後ちひとふる。妹を親愛して。あゝの妹の爲ふハ。母ともなり。姉ともなり。他事を

く教養よあゝるを竭しけり。あゝて程ふふうら以撒伯拉故ありて。他人の子と殺しければ。其罪よよりて。裁判所よ拘致せらま。糾問と受きける。時。黒連窩加も。證人ふく呼出さまぬ。さまばその歎きひとあたらふ。おの時一人の狀師ありて。黒連窩加に教へける。曩も妹女お。豫てみさか。かの準備おくもあし。か。又ハ。卿おむあひて。それ等のよしを法ごらせ。おとななど何らば。そのと。いと審理官よいへ。と。然せば。妹女の罪ハ之小。とりて赦さるべし。と教へさしける。黒連窩加曰

婦 女 鑑 卷之一 〇二 宮内省

く。わらむおいてい。の里おも詐偽を構へく。罪を申ぬるも本意からず。たとひ結局をいのお決まらむ。一おわらむが良心お従ひて。誓言とべしとぞ答へる。かくて最後の判決に至り。以撒伯拉ハ有罪に決し。死刑の宣告をうけぬ。然るお蘇格蘭の國法にて。罪人處刑の宣告を受らるの。後六週間を経過せさせまば。之を實行するおと能まざら定規なきば。黒連ハ此間といのおもして。妹の一命を救えんとおもへば。刑名宣告此即日。歎願書を作り。旅費を人お借りて。直に發足し。夜

を日に繼て倫敦に到着し。亞該爾侯潤氏の家にお造り。歎願書を呈して。妹の罪赦宥めらまこととを請ひしおば。侯ち深くおまを憫み。為よ力を盡して。速にお赦罪の令を得て與へらまら。黒連ハ深くその恩義を謝し。大いお喜び。やぶて蘇格蘭にお歸り。妹を九死の中にお救ひいごせり。かくて後以撒伯拉ち。人にお嫁して安樂に世にわたりけるよ。お川く姉お非常の盡力おこりて。危難を免られし。再生の厚恩をば。片時もわらむおとなく。回的哈云よ住居して。とほく隔たるお時

也。毎年あらむ一塊の乾酪を姉のこをよおく
 きて。其誠意表せりとなん。抑黒連の性行潔白
 の女子なれば。以撒伯拉が罪辟は罹りたるを耻
 ぢ。おのき爲小盡力せし状をも。人よ謂るを好ま
 ず。問ふ人あまば。おまを他事小託して。あへく言
 まざまば。おまら此と末を詳悉するとのハ。絶
 えくちのまけり。さるを或時事のほいで小謂ひ
 けるハ。わま妹の危急の時にあをりて。亞該爾侯
 小謁するおと救えしハ。全く神の賜りて。これ此
 時を失ひしならハ。妹の一命を救むんことハ。お

とひもとらず。とどろりし。おの黒連ハ。終身清
 貧小安んとて。むさすら正直勤勉を守りけまば。
 身まのまて後ハ。その郷里の愛恩額黎の。圭安河
 畔なる寺院に葬らま。後斯格多氏爲小墓と建て
 事跡を勅して。不朽小傳へたり。その碑の畧は曰
 く。こま此碑ハ。一千七百九十一年に歿したる。黒
 連窩加の爲に建るところなり。抑此婦人の微賤
 なるそのなまども。終身これ道德の崇まハ。小説
 の書に載るる所の。熱尼任の品行は肖て固く正
 直を守り。其妹の生命を救ふの時小おいても。猶

婦人金卷之一
 宮内省藏

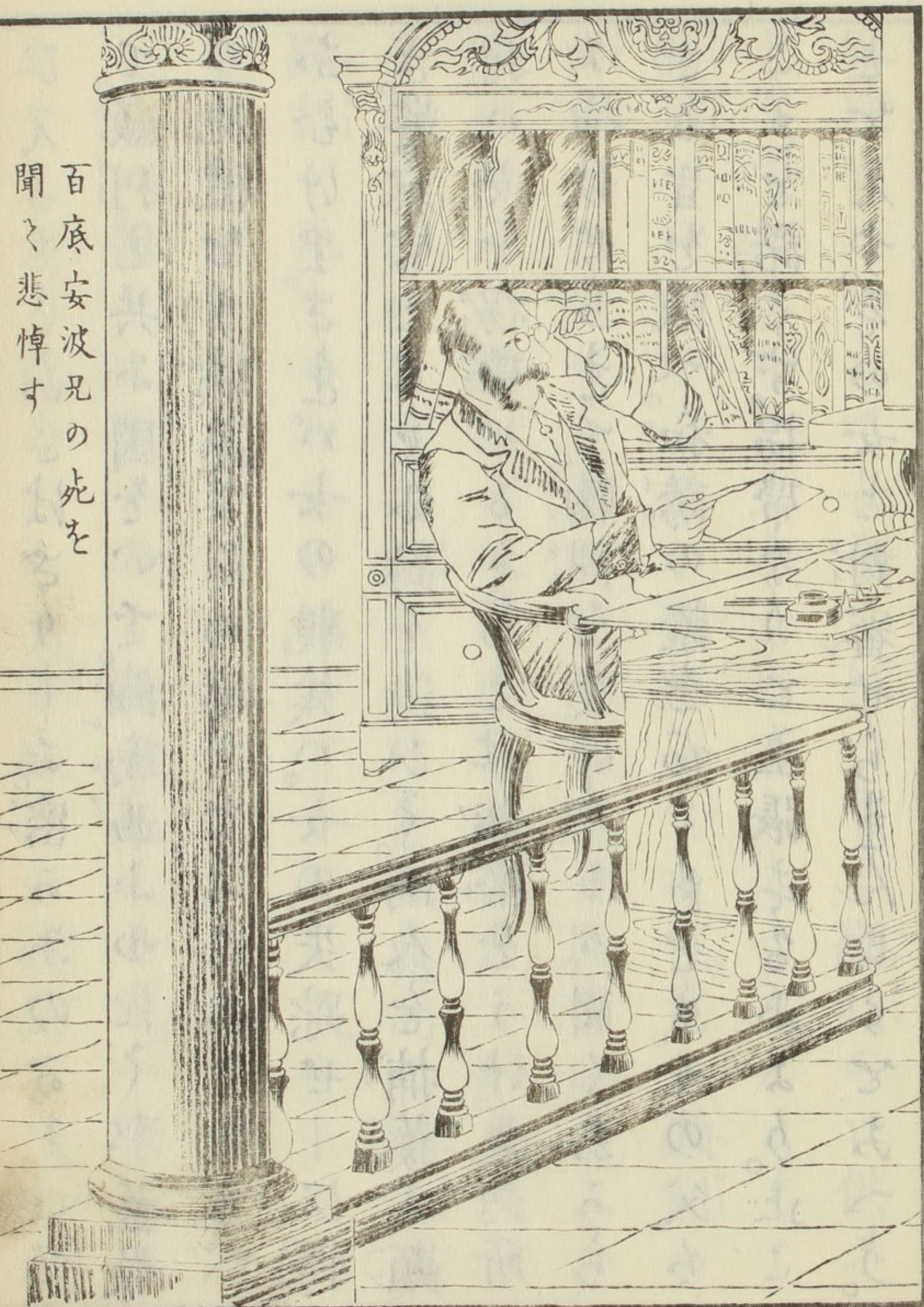
その性情を枉げず。躬ら萬苦を嘗めてその志を遂げ。友愛の誠と剛直の實とを顯せしむ。い。歎賞せらるる小のまりあり。而もれ多くの人々。あの碑文を觀て。其友愛誠實の徳を尊敬せよ。とぞおりつけたる。

百底安波

百底安波ハ。德逸國の丟克奔のいと富饒なる酒肆の長女なり。同胞四人ありて。長男の顯利といはる。い。すふもちその兄なる。幼少の時より才智人小絶えて。學問を好む小とり。父母之を愛し

て深く教育小心を用ゐけまば。竟も有る諸侯小識拔せられて。利牙の加芬の大學校に入り。神理學士の稱號を得たり。此時二十八歳なりた。あくて後。兄顯利が奇禍に罹りけると。百底安波ハ甚しに艱難辛苦を侵して。兄を救はんとて。大に盡カせり。その顯利かの加芬の大學校小入りけるほど。か。そのめ此事より。猶太宗の富商の女と相親みしが。宗教の異なるを憂へ。おま。小改宗せよといひす。め。に。早くも女の親族に洩れ聞えけまば。女を爲よ禁錮せらまて。その後ハ

婦
女
鑑
卷之二
○二十四
宮内省藏



百底安波兄の死を
聞くと悲悼す



婦
女
鑑
卷之二
宮内省藏

香月山房
繪

ひえるふとあるはざりし。密ヒツのふのふまいで
 て。顯利ケンリと共小國をいで。細勒シヤク西アふゆたう耶蘇教
 の洗禮をうけ。遂ツよその妻とならんふとをうべ
 おむけ里。さきバ女の親族の。女の失踪せしに愕オホ
 き。警察官とともみ跡を追ひく。兩人を捕獲ホクし。顯
 利ケンリの女を拐帶カイタイせるをめと此証告コクをうけ。裁判所
 へ拘致せらまて。鞠問キクモンを受けくるが。固く志シあら
 ざる旨を陳べ。和誘ワユの證を何ぐまども。女の父を
 こまを諾ウケます。拐帶ウケなりと主張するふより。止こ
 とをえず。その女と對審タイシせらまんとす。とあへり。

審理官ハやめて女をよびひを。顯利ケンリの口供コウコウふ
 よりてこまをとふふ。女の言ふとくろ。ことごとく
 顯利ケンリが口述せし旨旨ふ齟齬ソゴしなれば。竟シも顯利ケンリハ
 曲者キョクシャと判定せらまて。徒刑トクふ處せらまけり。ふの
 事ほのふ顯利ケンリの父母の家へ聞えしかむ。人を
 せせし事の事情を探らせけまど。處刑キョウの顛末トモも。
 顯利ケンリが死生のやども知ることをえり。空しく六
 年の月日を経ぬ。其間シふ顯利ケンリが父を己ミ身ミまり
 り。母ハ朝夕此事とのと歎き暮し。ある。一千八百
 三十三年の春のふろ。ある旅商の談話タンワよて。顯利ケンリ

ハ西伯利ベリの巴林加バリンカありて。苦役せらるゝを
 をき。且喜び。の川おどろき。家族うちよりて。こ
 きを救ひいごその方法チを評議チける。速ハヤく親
 族のうちふ。魯國の彼得堡府ペートルスボルクに赴オモムき。警察官に
 請マカひ。顯利リが現狀アハサツを詳知チ。魯國皇帝に歎願チ
 て。赦免を乞ふ。あつと。その使チに充アつべき人
 をえらぶ。次男ハ家を嗣ツぎ。己チに妻子もありて。
 老母の頼む所なき。須臾シユンも家をひける。あ
 たもず。其次の妹を即ち百底安波ベチアムボスなり。坐をま
 きて。これ重任チあり。家兄の艱難を救むん。あ

と乞ひたり。母も最チいとほチき事チにおもふと。
 他小おまを代ふべきものあらねむ。その乞ふ所
 を聽ミ。許多の旅費を給チ。用意をさチめて。以
 て。あチしめけり。百底安波ベチアムボスを。ちや兄弟ハラカラにわら
 せ。まみなき。郷サトをたもいで。日をかさねて魯國
 の都チにゆき。はき。い。おあ。十年の六月の初旬お
 りき。なると警察官になげきあひ。兄顯利リの事
 につき。を乃裁判の顛末ヒトスエと。配流の地方など聞キ
 じ。そきより歎願書チを法チくりて。内務卿チにおま
 え。情實をのべ。兄が冤枉エンロウを訴ウタへ。理非チ依チい

ちず斥けて用ゐらまねば。その苦心ひとつゝあ
 らず。百方心を配り。力を竭せども。誰ありてま
 りるべくもあらざりけり。さきどおをひやむべ
 きふとならねば。遂小意を決して。皇帝陛下は直
 訴せしむ。い川を守衛兵は支へらまて。志を果さ
 ず。むなしく心を苦しめて。日數を経るはとふ。は
 めらざりた。此事皇族耶來斯は聞えし。深く
 百底安波の友愛の情を憫む。其朝服を貸し。何と
 へ。詐稱して皇帝陛下に謁せしめけり。百底安波
 はあゝ。お始めて日比の愁眉を開き。侯の教は従

ぐひ。皇帝は見ゆるふとをえ。まづその罪を謝し。
 次は顯利の冤枉を陳べて。赦免を請ひし。よ
 て皇帝の赦しを得。その厚恩を謝して。旅宿はあ
 へりし。ゆく程もかく赦状を得し。直は顯
 利の配所。西伯利地方をさしていで。もちけり。こ
 の西伯利といふ。魯國の都府を距ること數千
 里なれば。其間無人の曠野を過ぎ。豺狼の栖を犯
 し。千辛萬苦を嘗め。日數を積て。やうく八月の初
 旬は巴林加城に達し。心中ひをかふ兄とあひみ
 るの近きを喜び。直ふ城守はあひて。皇帝の赦令

を傳へ。兄顯利を渡さるべしと請ひつら。さるを
 憐むべし。顯利の服役するおと。殆ど五年なりし
 ぶ。身心大に疲勞して。足に腫物を發し。是を為遂
 よひよしと病死せり。と謂るを聞き。愕くおと
 ろざりおく。悶絶して地に伏せし。おむし何わ
 て我に還り。氣を勵して。その存在のをわの事と
 ばおちおくきくをぐし。まゝ顯利が置き置たる
 毛の糸を乞ひうけ。涙に袖を絞りつゝ。此地を
 おちて。復び彼得堡に赴きし。一日ぐらの苦心と。
 風土の異なる。顯利の死とよ落膽せしめて。不

慮の重症に罹り。一命おもかくはるほどなりし
 ぶ。辛うして死を免れ。顯門貴族の愛憐を享け。
 皇帝の優待を被り。十月の初旬おこゝをたちて。
 郷里にかけり。何れ百底安波よ。百折
 不撓の精神を以て。遂にその兄の冤枉を伸べ。こ
 の使を全うせし。不幸にして期に後れし。是
 を徒勞と云ふべし。その友愛のまこと。千
 載に傳へる不朽の龜鑑となせり。

毛利勝永妻

毛利豊前守勝永ハ。豊臣氏譜第の臣ナリ。慶長五年關原の役小西軍小屬して。徳川氏と戦ひ。軍敗れて後。土佐の國へ配流せらる。妻子と共に乞らゝる。同十九年のある。大坂籠城の用意専らなるよ。傳へ聞て。その妻よ謂りらるハ。わき武運はさなくして。かく配流の身となり。罪なき妻子まで。憂きめをえまらること。みなわが過なり。今ハ心よね毛ふことあれども。辭をいづ。が。と涙ながる。謂わらる。妻これを聞て。ねほよそ人の妻として。い。よきもあ。きも夫よ隨

ふをえて道とす。とらを承り侍れ。さればい。おは。うわうき艱難よ。い。であふとを厭ひ侍ら。何事。おまれ心おきなく。謂わ給へ。といとす。お。く。夫の心を勵ま。け。勝永よろ。びて。あ。わ。らるハ。われ武門の家よ。生れな。ら。武名を。て祖先の名を辱。あ。め。おの。孤島の波小沈。まんことろ。あ。ちを。な。れ。されば。い。あ。お。毛。てこの島を。た。れ。ので。大阪の企よ。與。存亡を。共よせんと。思へ。ど。も。今。を。遁れ。い。で。バ。あと。おの。これる。妻子。ど。を。い。必國主の爲よ。囚。となり

て。うきお上の憂目をやうさぬべき。そをせねば
 へば心の中決しあし。あの事いふにと問ひら
 るふ。妻嗤て曰く。そはせとより願ひしきことふ
 こそ。いざとくこの曉ふ船出して。武名を後世よ
 かどやあし給へ。といさむるふぞ。勝永意を決し
 て。直ふ小艇ふ棹さし。大阪よ至りて籠城しけり。
 かくて大阪落城の後も。勝永の妻子をば。その節
 操ふめで。罪をられず。終身國守の優待よあべ
 りりて。餘命を全うせしとぞ聞えし。

三宅重固妻田代氏

三宅重固尚齋と號へり。その妻田代氏を。あつて
 孝貞の聞えあり。夫尚齋ハ文學を以て。武藏國忍
 の城主阿部正武の世子の傳よて仕へけるふ。そ
 の主の行迹のよつらぬを歎き。おをを諫めて罪
 をえ。禁錮の刑よ處をられし。家をひづるふあ
 りりて。老母と二子とを其妻よ託し。金貳拾兩を
 與へてひひをるふ。これよて老母を奉養し。二子
 を鞠むて。ゆめ忽あせふ事ること勿れ。とてやあ
 てわられし後。三とせを經釋されし家ふかへり
 あり。田代氏あねて。あづかりし金をいざして

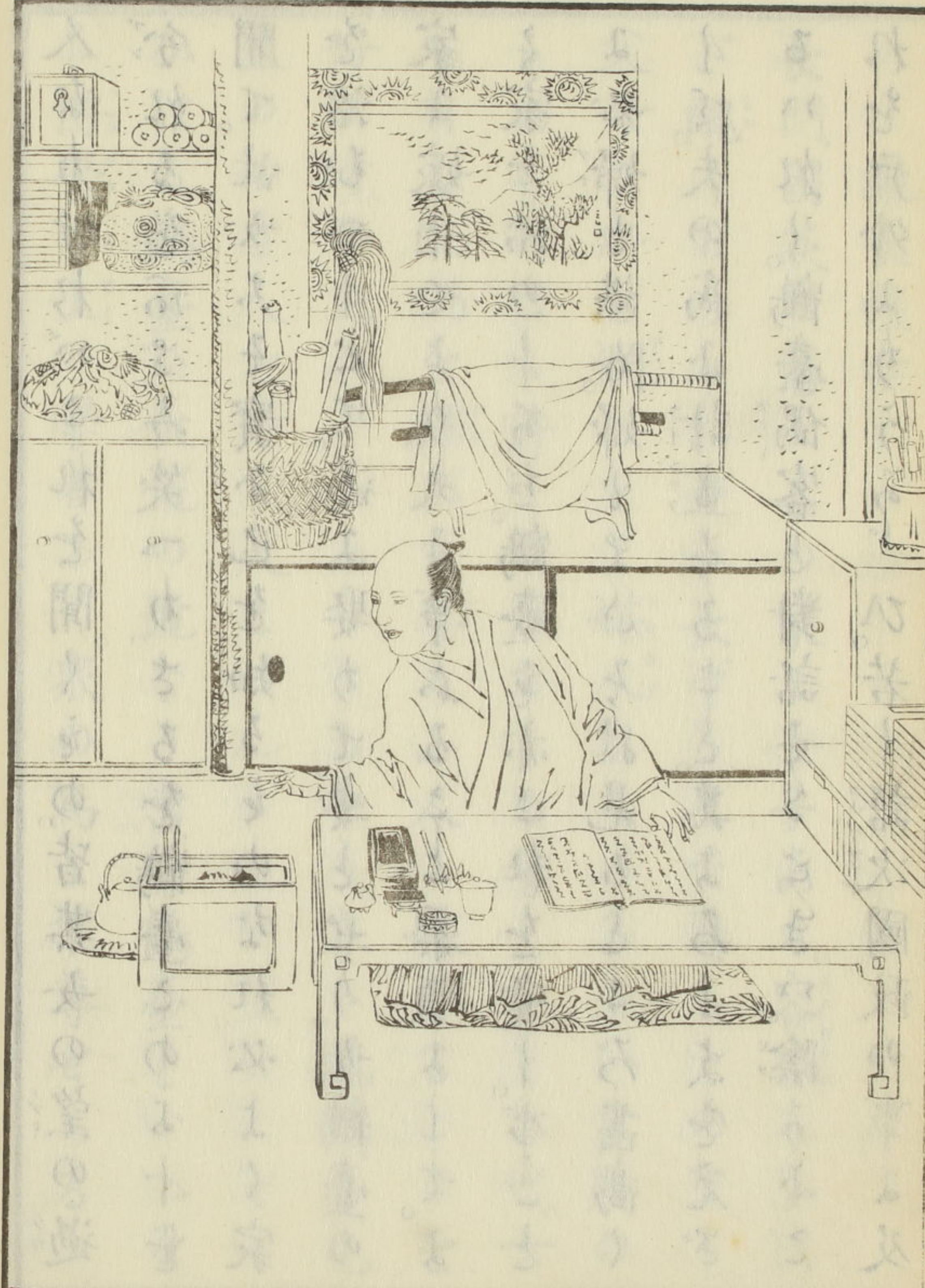
夫の前よおき。こちかく申るさまあるもん時の
 爲よとて。ひさしくおを法ひや侍らず。をさめぬ
 万つといふよ。尚齋いま怒りて。おくこの金を
 貯へおけわいおどまてい。母への孝養いおをひ
 もよらき。さあを法らきめをやみせまおらせつ
 らん。汝不孝の罪さわあふし。ごひひまくなむる
 よ。田代氏のおちを正して。徐におのづなるを。そ
 はさおをひあまをんを理なり。されどその故こ
 そまべれ。わお夫囚われの身となり給ひて後ち。
 そ此妻子として。ひあであ一日も安穩よい過さ

るべき。さればわられるおらせて後ち。人小傭も
 れて。裁縫小。洗滌小。ひあがる賤業よも従事をさ
 ることおく。その賃錢を得て。母君小い何事もた
 らまぬことなく。十分よ孝養を法くし。わお身と
 二子とい。冬を綿衣を身小つをむ。夏を蚊帳を室
 小あれず。艱苦を甘くてこの三年をば過し侍り
 き。さてらあこの金をばあく貯へお支てあへし
 ろつれ。おおらむ何やいとあねをひを分ひと。と
 何わしやうごも。ふそしあふらねむ。尚齋も
 その志の何つき小感ド。その勞を謝しをわ。

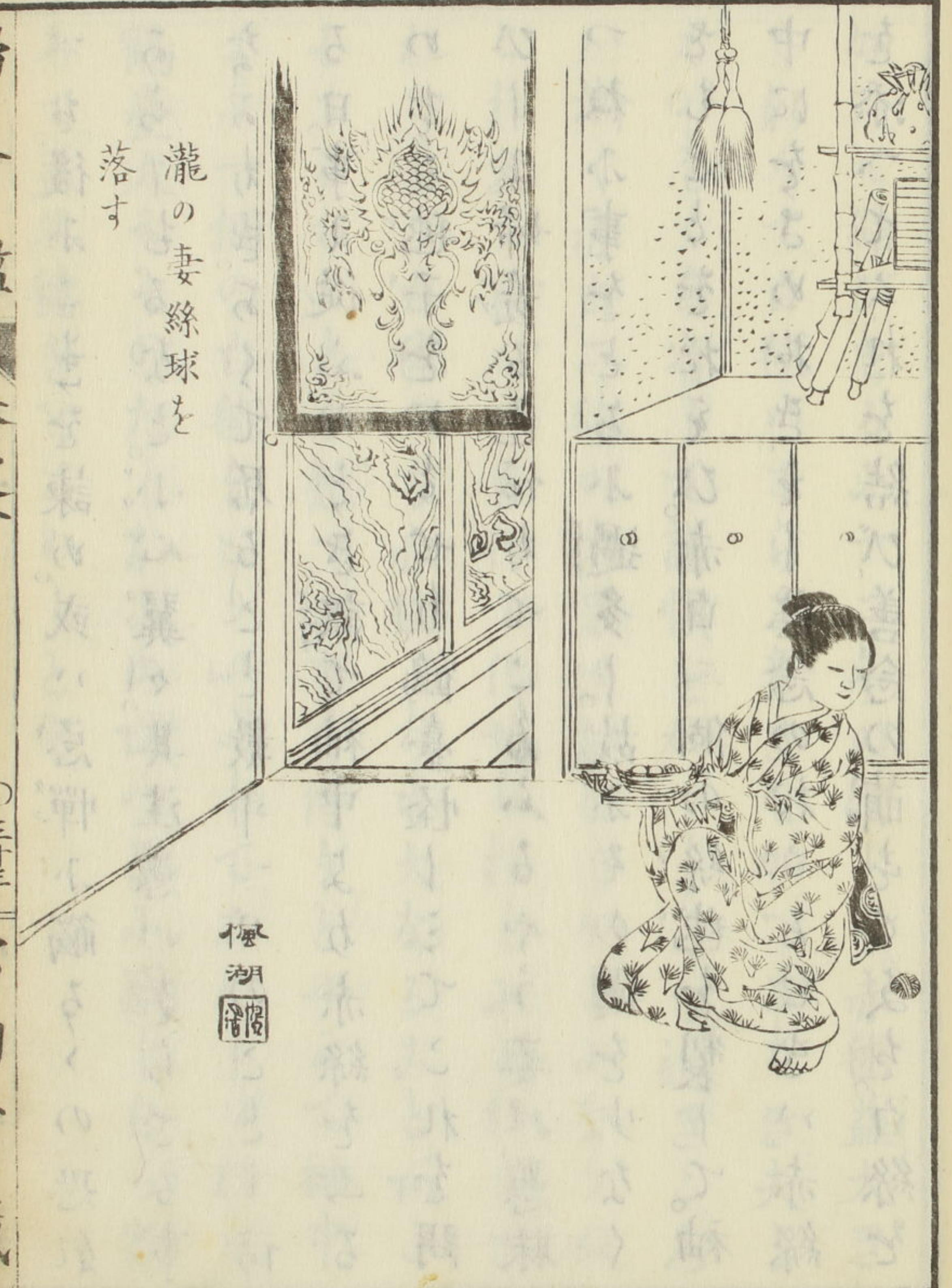
瀧長愷妻

長門國萩の藩士某の家より女子あり。容姿をなほ
ど醜くありしが。年長ずるまで娶るそのなし。
父母これを憫み。之を媒人あらば。あつひ貧賤の
そのをりとも。許して嫁せしめせとおもへど。女
を自ら配偶を擇びて。妾あり小人より嫁せしむることを
好まず。平生人小のありたるやう。妾を瀧鶴臺先
生の如き人を得て。夫とせんことを望む。とぞい
ひける。鶴臺ハ長愷の號なり。當時鶴臺といへる
を博學方正の學者にして。衆の爲に推尊せらるる。

人なわけねば。これを聞くその。皆其女の望の過
がれるをいさみ笑へり。さるを鶴臺このよきを
聞て。此女亦を實小己を知るそのなれ。必よく家
を治むべしとて。遂に娶りて妻とせり。女鶴臺の
家より嫁してより。夫より事あること柔順にして。よ
く家を治めし。あぢ。鶴臺も亦これを愛し。事ごと
く必婦と謀り。婦も亦これ見るとる甚高く
して。夫の爲に計畫すること。其よろしきをえざ
るいれし。鶴臺偶客と對話するときハ。陰のふこ
ねを戸外よりうらむ。若し語次國政の事より及



瀧の妻絲球を
落す



楓湖
繪

べぢ。後小らまを諫め。或ハ忌憚オソホシふ觸るゝの恐れ
 あり。むるなど。小心オソビ翼翼。其注意いをらざる事
 なるわき。あくて居ること數年一日のごとし。何
 る日。事マコト又從ふのとき。誤アヤマチて袖中より赤絲をらる
 めをる毬マド子をおとせり。鶴臺怪ツルノしてこれコトを問
 ひし。婦羞ハズカシる色イロあわてこゝろふるやう。妾メカ此愚昧
 つね小事をとる小過オトコト多し。故ユヘ小その過を少なく
 をむことをねをひ。赤白二個の絲毬イトマドを製ツクして。袖
 中ウデノにをさめおき。そレ一惡念アクネンのたこるときハ。赤絲
 を添ソベへてこれを結び。善念ケンネンの萌ホトをさす。白絲を

加へて結びきる小。一二年のほどを。赤毬益オク大き
 くなりて。白毬いさらニ多きを加へざりき。夫よ
 かいをく自省オソヒして。謹慎キンシを加へし。あぢ。近チカきころ
 ハ漸シヅカく赤白二毬の大きさをオソおなトやどト小なりぬ。
 これ全く良ヨシ人の善行ゼンギョウに化カせられし。小よれり。さ
 れど未マど白毬の方。赤毬ニよリも大なるおと何ニこ
 とざるを。いと慙ハズカシべき事マコトに侍り。と申マウふて袖中
 より一個の白毬をとり。いニごトして。おめし。これコトを。
 鶴臺大ツルノよそのたし。おとの何ニつキき小感カント。自ら省オソヒ
 みて。益其徳をオクとさめしとぞ。

黒柳孝女

黒柳孝女ハ。紀州徳川家の附家老安藤氏の家士
 松本定章サキアキラの妻なり。父を本藩の士班シバンにて。黒柳重
 之といへり。いとむさぶき時より。怜悧レウキの聞えあ
 りて。遊戯イウキを好まず。おほよそ婦女のくろくろうべ
 き事。ひと度ならへば。わするることおありき。稍
 長卜て後。定章の家より適き。その夫小法コホウなるを
 もとよわめて。舅姑シヤウシヤウもつゝあるも。いとまめく
 く。法ねよ人の善事をむ。聞くことを樂しみて。人
 むをあらうり。人の艱苦を見て。むこれを憫レ之。これ

を恤レ之。家法をまゆりて。儉約をつとめけむ。さ
 むのりゆたなるくらゝ。ねらねど。まづ一々小
 ろるしむことねく。一家輯睦シツボクして。くらすうち。舅
 姑をさぶだちて。世を卒へ。その後夫もをかくを
 するが。その歎きひとおさねらす。さて後。もとよ
 家ををさめ。男女の子をばやとて。やいかひ。法ね小
 男子小せしふる小ハ。公を先よして。私を後よし。
 公の事よむ。たとひ親の疾小遭ふも。顧レみること
 勿れといひ。女子小教ふるよむ。女を法ね小柔順
 よして。父母舅姑夫もつゝ。子を教へ。儉を法と

むるをわの職分とせよ。とぞ教へる。まゝり
 されば。男女の子いづれもゆくまゝた乃もく
 さるえり。又夫小おくれし後を。名を何らとの
 て松光とよび。風流よろろをよせ。月花を玩び。
 古歌を誦するを娛むとなし。何るを佛經を唱へ
 て。考妣の冥福を追吊するなど。いと殊勝の行ひ
 何かり。卓識何りて。あとおさき空理も迷
 ひ。後世を祈るなど乃事とて。なかりをり。

美濃部伊織妻

徳川幕府の旗下小。美濃部伊織といふ侍何りけ

わ。その妻るむむ。安房國朝夷郡真間村なる内木
 四郎右衛門の女なり。十四歳のころ江戸小いで。
 尾張侯の奥室小仕事し。年へてのち。廿八歳よて
 伊織の妻となり。男子をうめり。これを平内とい
 ふ。るむ資性柔順よして。よくその夫小仕へ。家よ
 祖母あわりる。これをもいと称むおろよつら
 へけり。よろしほと小。夫伊織を公用よて。京都
 の二條城小在勤せし。何る時同僚下島某小辱
 めしめられ。忍びおねて。つかよ又傷を罪よよ
 か。家祿を没し。格式を褫たれ。越前の丸岡藩小無

年久しく勉め勵みて。多くもくねきる金錢をた
 づさへて。夫の許よいたり。そをもて所用のものを
 どもをかひ求め。ふまゝび代儼を全うせしむ。
 幕府との貞節を賞して。白銀十枚を下賜せられ
 けり。これを文化六年十月の事にて。此時伊織を七
 十二歳。むむを七十一歳なりとぞ。實は珍らし支
 事なりけり。具室の如く。一もいふ事金は銀より美
 事なり。稲生恒軒妻波留子。時なむく心云はるるに
 たる子を江戸の人みて。氏を河瀬といひ。父をバ
 外記とよべり。いとをれさよわ繼母よはあへて。

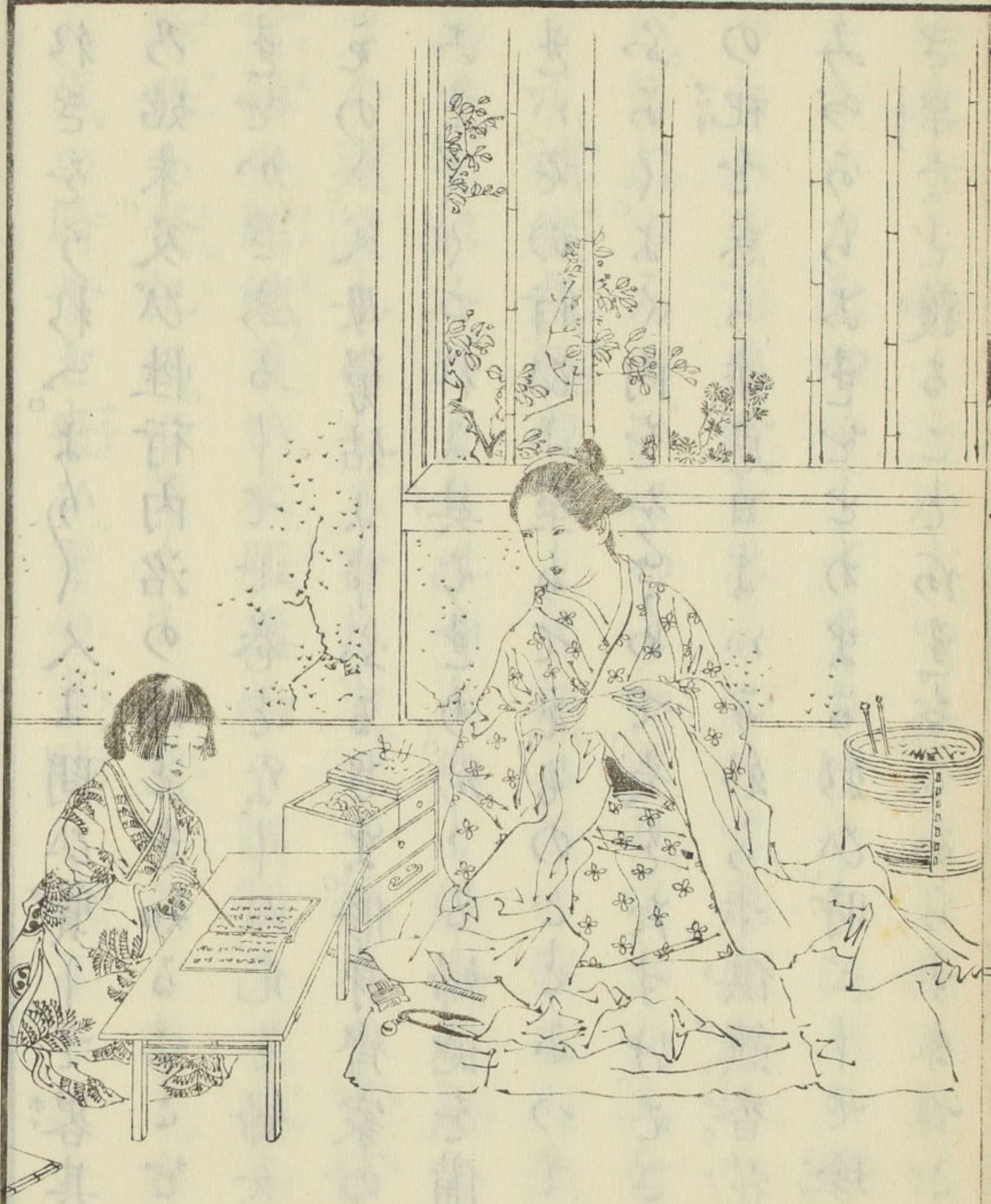
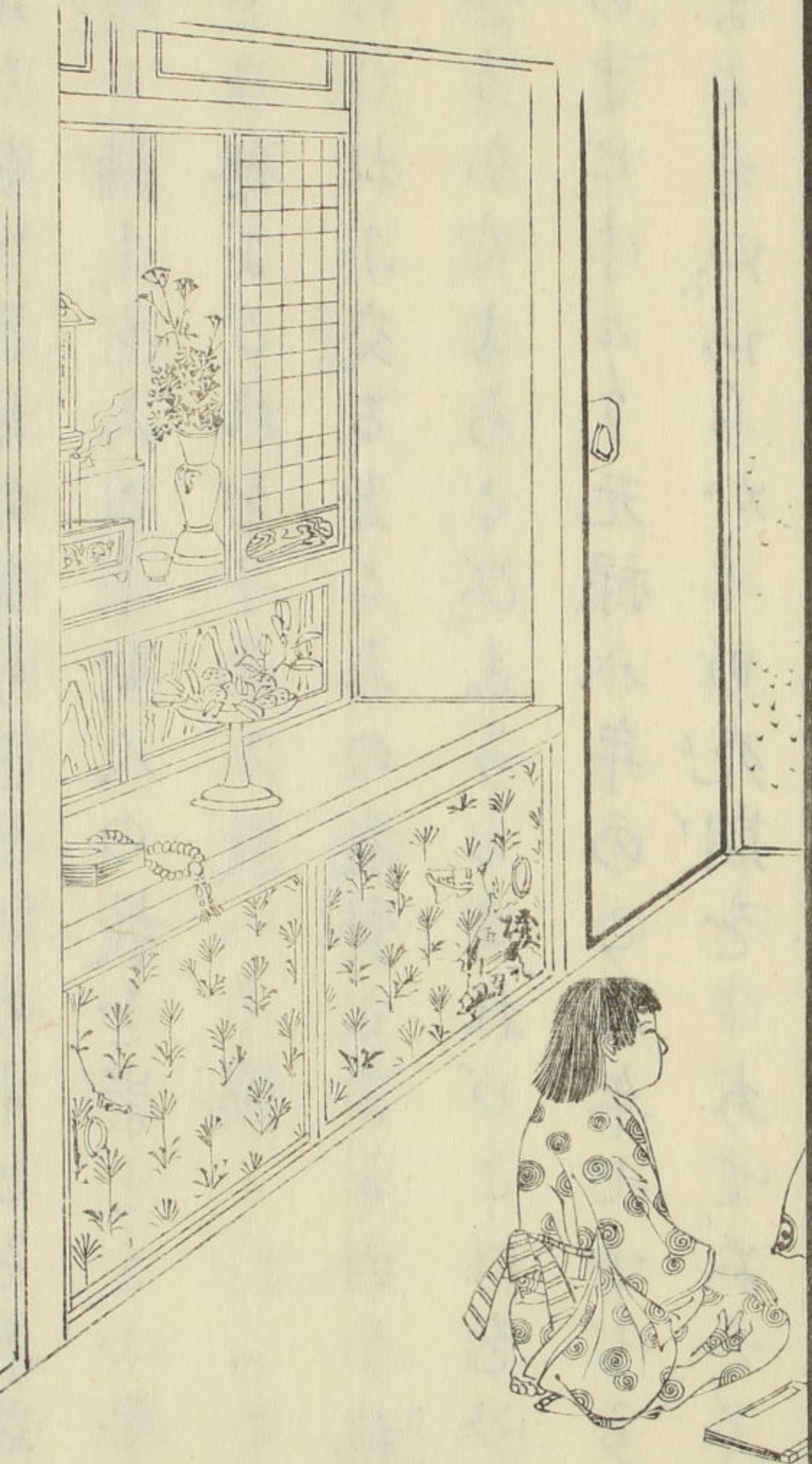
妹をおろなること。實母よつらふるおごとく。孝
 順おして。つ妹よ其あゝろをよろこむしめける
 ろ。繼母の身まかり後を。その所生乃をさし兒
 ごとを育しめぐみ。家事を理めて急るふとれく。
 勉めはぎめあしむ。その後稻生恒軒よ嫁して。よ
 くその身をほくしと。柔順貞操の聞えあわ。あつ
 て舅姑の大坂よあわし時ハ。ほねよ消息おこた
 らず。のち淀小移りまると。その身も江戸よりのば
 りらるる。此時舅を已し身まの里にれり。姑おつ
 かへて孝養を盡せり。はる子性質奢侈をおくと。

儉素をこのとしかど。つね小人の爲に益あること
 とおの力をつくしてをまけすくひ。その婢僕を
 つらふよも慈愛を専らとして。恩恵を加へるあ
 ば。これよりらびてつらひり。万に女工をよく
 して。補綴裁縫のおとどと。いさゝかも人手をか
 らず。これみづられつとめとれし。またよと加
 きの道よもくららねを。日々往來の書信よも。
 貨器の贈餽。及び衣服器物の調製まで。委らるる
 簿冊も登記て。いさゝかも遺棄することおし。もる子
 五歳の時母を喪ひ。その事蹟を詳らふあるよし

けきをうれへ。よりく人よ問ひ質して。畧其世系
 乃始末。及び性行内治の何とを知ることをえ。こ
 ををかきあるして七巻となりぬ。凡そ婦女たる
 ことの。父母舅姑の事あるさま。修身齊家の道も。
 おとどくこれよ具もまわ。かゝる婦徳を備へけ
 まは。その行ひも至りてを。ものごとくおつこ
 ふらく。よく内ををさめて。夫をたすけ。もと祖先
 の祀を怠らず。忌日よいひ知らず供饌香花など。
 みづららおまをどわかまのれひ。時として珍ら
 き果など獲ること何まを。あからずまづこまを

もろ 女兒小教授す

楓湖 印



祖先の靈イハレ供イタし。而して私の親族の忌日イハレヒのハ。こころよ悼イタし慎ツツミむまでふて。おれを祖先舅姑イハレハハのまつりあひとしうをす。人の婦たるものハ。たれもあくまべきものなり。といへわしとぞ。平常ツラシキ觀音クワン經ギヤウを誦ナマし。とらこし聖人の教を崇タツとと。小學を好スし日毎ツラシキよこれを子弟シヤウジ小教コカウへく勸ウケし外ソトらませ。そのつねお交マシるところの友トモ賢カミくまきそのなれざりざりかくよろこび。あきらざればこれをひましめさとしたり。元禄八年のころ。年七十七ナナジチみてみまのわぬ。何ナニらかトの死シ期キをシりて。あとしの事

どもをつむらふ小記コキしとぞめ。又その子及妹コノミナの書カキをのこしてわのれをつぎ。その中ナカよと修身シユン齊家サイカの肝要カンヤウなることどもを。あるしつけてこれ小教コカウへしなど。まこと小婦女コメウメたるもの。龜鑑カガミとなまべくこそ。の法ホウの世ヨなる事コトも

農夫忠五郎妻

出羽國置賜郡中和田村オイケタムラといへる所トコロ。忠右衛門といふ富豪フクガウなる農民ノノリあり。そまぶ子を忠五郎といふ廿三歳ニヤウサウのころ。鄰村ナリムラの何ナニる農家ノノリより。妻メケを娶ムスりてをのころをうませ。一家イツカ輯睦シツボクして暮クしける

お。その子の二歳をのちよなれるころより。忠五郎ふと癩病ライビョウふり。面部カホや腐爛フランして。臭氣シウキをれいぶし。あはまき。バ。兩親すら厭イトひとほざあるお至まるを。妻を少しもこれをいときらふことなく。よる晝あつるを盡して。ひさまわつこのあるよ。忠五郎もその志ココロガレの切セツなるを感カず。ある時妻よむらひて。果たり。なるを。おのれゆのなる因縁インエンなれど。あ。か。くる悪疾アクヤクよ罹りて。父母よさへ疎ソ之遠ざけらるる。よ至れるを。ひとりお深切なる介抱カイボウよあづめること。たとひ命をなめて後も忘る

べめらず。いまの病勢日おそへて。重オモい申くあ。ちすれば。此世よあるを久しあらド。まよこの後いさねづらへをりとも。よの人のまどらひを。おねことなれば。せめてい罪業ザイゴフ消滅セウメツのため。剃髮ハツペン深衣センイの身とぬりて。來世を助タスけらむと。おをふなり。されが汝ハ僅ワザら十八歳の若き身なれど。いあならん人よを嫁して。後のさあえをばあね。あ。おのれ汝の身のおちつきを聞クくうへ。こころ安く身まのわたと。涙おとれて。いひたれど。妻を暫シブシハぬし。志づえ。答コタだよえをぞわし。お。とを

ありありて涙をばらひ。さていふやう。女の身と
して一度夫と定めし上ハ。をといひ侍るべき。わらハ今
めをみるもいふであらひ侍るべき。わらハ今
君を見まて。他よゆらバ。誰ありて病をここと
わ。行末をも見とゞをまわりすべき。なごうち歎
げバ。忠五郎も其ころろざしを感ド。さらバとを
あうも。そおとのころろよ任まべしといふよ。妻
ハよろこびて。一層心を盡して仕へらるよ。程も
なくやと疲れて。身まのりなり。妻をこことよわ。父
母の歎きもひとのならねど。さてあるべき

らねど。野邊のおらりてことまて。のち。日毎よ
幼子を養育し。舅姑よつらふるその隙よわ。亡夫
の墓參を怠わなく。朝夕佛事のはら。他事あらわ
し。あ。きのふきふとおをふほど。一周忌を過し
らねど。忠右衛門夫婦。亡子の妻を側近うよびて
ひらるわ。是まて忠五郎の看病といひ。我等への
孝行といひ。報ある小辭あり。幸ひそとも年わら
きことなれば。我等が養女とあり。いふの如るとこ
ろへを再醮せしめて。いさ。これまでの苦勞
を慰むべし。さて孫の松太郎をだ。乳母をとめて

撫字をいめ。成長の後も此家を繼ぐめんといへば。寡婦の涙を流し。こそねとひもふらぬことなかり。わらひ當家へ嫁してのち。舅姑をこゝろ實の父母と見たのときこそ奉れ。されば今更他家ふゆき。ふまゝび男よまみゆる事。をといひ死をともうけひき侍らば。夫忠五郎身更のわてのちは。さこそ便好うおもしろめ。今も夫よかゝりて。父母への孝養をたぐし。松太郎をもをりてとて申べし。とていふくひ好とけをば。忠右衛門夫婦も其貞節を感す。それよかりまゝく何れをいけ。實子

のやうふぞおとむり。いふて松太郎も今も生長して。十九歳よもなかり。生質温厚篤實にて。祖父母を尊敬し。母も法をふるよ。よく孝をつくりをれば。鄰里郷黨その篤行を感す。松太郎を推して村長となし。その家まゝくことさういへけり。これまゝ忠五郎の妻の貞節も基おいて。忠五郎の不幸いその一身ふとまわ。幸福を子孫に遺せること。決して偶然よ何らざるなり。

綾部道弘妻志知子

志知を豊後國杵築人。小林政次の女なり。其父歿

して後。兄三友とてそよよく母よつらふ。三友、學問を好みてつねよ書をよとよふ。たのづから薫陶せられて。稍詩文よ通じ。義理を解せり。三友の同僚綾部道弘を。無二の朋友なりしを。志ちをしてこれ小嫁せしめけり。志ち道弘の妻となりて後を。柔順よしよくその夫よつらへらる小。その里うらよめても。不幸の事どもうちつゞぎ。又夫よもおくれしる。悲歎のあまり。積塊の病よ罹りて。起つこと何ともせず。されど日夜その子安正を側近く招きて。經史を講せしめ。その義理を

質し。女兒よの假字本の教となるべきものをよとならしめなど。教育よあつるをもちね。又風雅を好みて。花の朝月の夕を。詞人をまねきて詩賦を記して何そびおど。身久しく病小わづらへども。そまごの爲よ。ねんくづをまじ。精神爽あよて。正徳元年の秋のころ六十三歳よて身まかりぬ。その資性の柔順寛大ありしをいそぐ。何る時婢よむあひて。素湯をよとめしよ。誤て熱湯をよとめしよ。あをよめしよ。指頭を焼爛せしるども。なほその器を放たず。傍らよ少女のあみゆひさしてありし

お。あわたゞしく母のせとふゆき。その器をこひとり。婢の鹿忽を戒め。母よむらひて。ひあなれば。もやくその器をばむなちたまさざりしとひへば。たゞわらひて何事をもひもでやまたりとぞ。

佐璵女

さよい常陸國茨城郡蘆沼村の農。伊平太の妻なり。固より貧しきくらしなるを。夫伊平太濕瘡よわづらひ。年をあらさねてひえず。起居も人手をあらざれを。あたもぬほどなれど。佐璵よるひる看護して。おらたらず。いさくあひまあまのひまあまのひま

あら鋤鋤をとりて。農業に從事せしむると。ひとをさなき子さへ二人まで有りなれど。そのもたらきも。おとふまゝからで。あるのざりの物を。病夫の薬價もあて。まよひつくし。ひまいせんすべなきよ及べり。病夫このありさまをみて。さよふのさりるを。わら病久しくひえず。命のほどもおのりがさし。されば汝らくからきめて。きものも着せ。くひものもくひはくして。おのれとこも小餓死せんより。いまのほど小他家よ嫁しなむ。ふさりの幼児も汝よりて成長す

さよ病夫の
車を挽て旅
行す

榎胡画



るあとをうべし。これわおねおふところなり。こ
 ゝへば。さよ涙をぐらにひひらるを。ひまさら節
 を改めて。人よ嫁せんほどならぬ。始よりあつる
 辛苦をば侍らど。たとひごを小う急死ぬとも。
 そのこと小を従ふまどとて。いなびしあぬ。伊平
 太もその後ちその意よ任せてやとぬ。のくて後
 ところのものをすめふより。奥州磐城の温泉
 に入浴をおもひたち。人よ乞ひて畜のごときも
 のよ車をあつけらるを製り。これよ病夫を扶け
 のせ。たのれいをさかどをいなき。草車を輓きて

旅だちしお。道いとどほくして。ちのどらねば。な
 らぬ道小足を痛め。草鞋よい血あえて。めもあ
 てらまぬさまなれぬ。見る人ぶとふあまれきて。
 山阪などふられる時を。力をそへてあすけひ
 く。そのも何りしあは。日數へく温泉よ至り。日々
 よ浴しける小。その効著るく。十日むのりを経て。
 全くひえよきり。これを聞くその。さよお貞節の
 誠實をほめのしりしあむ。この事水戸の藩廳
 よ聞え。やあてその租稅徭役をゆるされ。米若干
 を賜もりて。その貞節を賞揚せらまぬ。

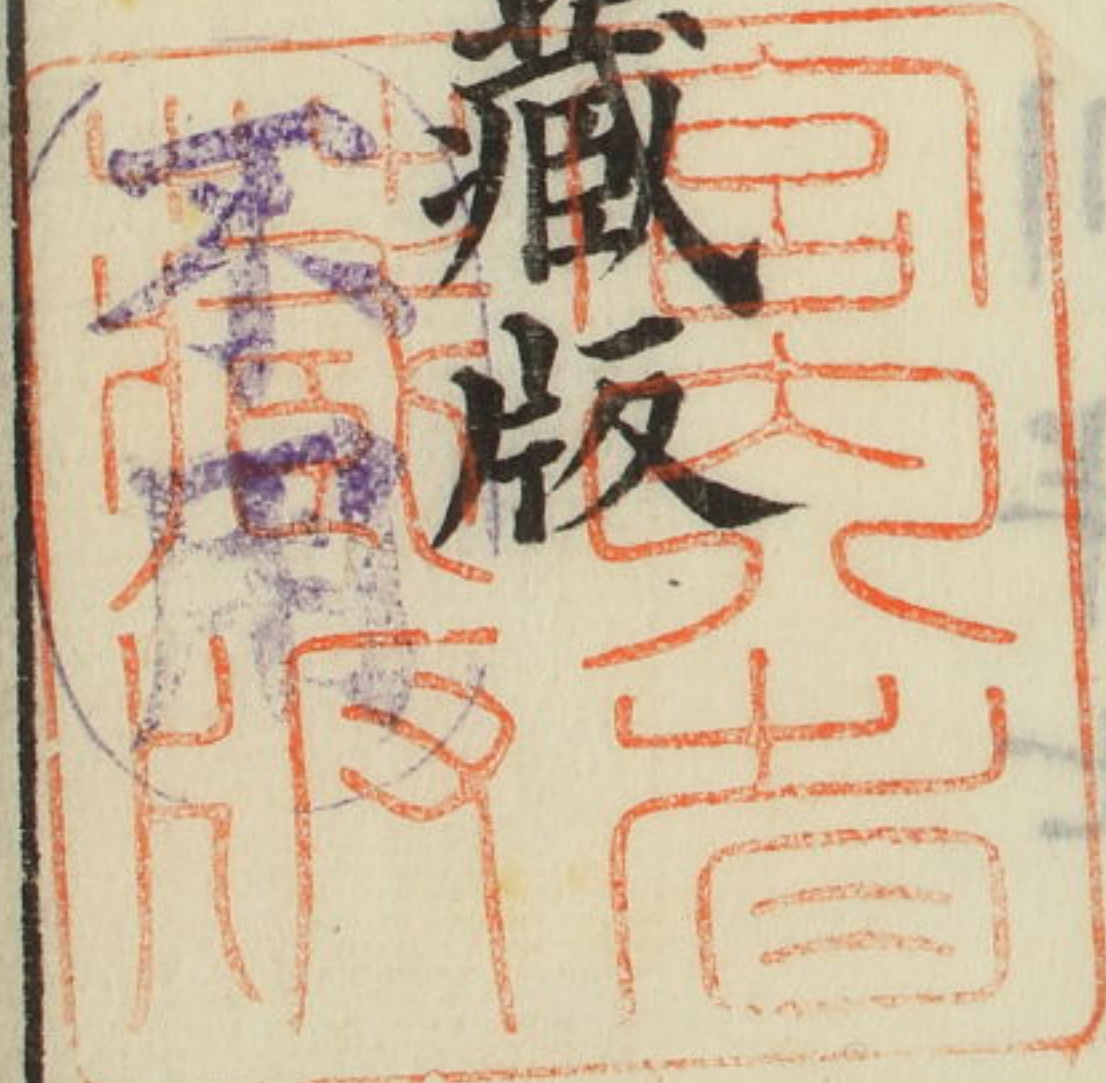
昔觀をきくは、
 女問は、
 胎前、
 産後、
 全書、
 上巻、
 下巻、
 大正、
 山崎、
 入心、
 血、
 婦女鑑卷一終

明治二十年七月二十一日版權届

同 年同月

出版

宮内省藏版



宮内省藏

御用書林 吉川半七

同 羊同凡

京橋區南傳馬町
壹丁目十二番地

明治二十五年七月二十一日 御封函



山
松
竹
梅

山内點子